

(公 印 省 略)
三消団第 79 号
平成24年12月25日

正副分団長各位

三木市消防団長
中 西 君 一

三木市消防団業務継続計画の消防団員への周知について（通知）

消防団は、市民の生命を守るため、大規模災害が発生した場合や感染症等が蔓延拡大した場合においても消防業務を継続する必要があります。

この度、東日本大震災を受け三木市地域防災計画の見直し作業が進められております。見直しに際し、大災害時等における業務継続計画の策定が求められていることから、あらかじめ優先実施すべき業務を特定し初動体制を確保するため別紙「三木市消防団業務継続計画」を策定いたしましたので、所属の消防団員各位に周知されますようお願いいたします。

三木市消防団業務継続計画について

この計画は、「新型インフルエンザに伴う三木市消防団業務継続計画（平成21年4月27日策定）」並びに「三木市消防団震災対応マニュアル（平成23年3月1日策定）」を統合し、大規模災害発生時における「三木市消防団業務継続計画」として再編したものです。

本計画は、大規模な地震・風水害等の自然災害が発生した場合と、新型インフルエンザ等の感染症が発生した場合における消防団としての取るべき行動を要約したものです。

基本的には、災害発生時において消火、救助等災害防御を最優先に行う事としております。

また、参集や活動方法、隊の編成、各団員がとるべき行動指針について定めています。

問合せ先 三木市消防本部 総務課
谷郷・森田・辻野

TEL 三木89-0170